



鳥取県公報

平成16年6月18日(金)
第7595号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(468)(税務課)..... 1
	生活保護法による介護機関の指定(469)(福祉保健課)..... 1
	生活保護法による居宅介護事業又は居宅介護支援事業の廃止の届出(470)(〃)..... 2
	保安林の指定施業要件の変更予定(471)(森林保全課)..... 2
雑 報	消防設備士試験の実施(消防課)..... 3
正 誤	平成16年3月30日付鳥取県条例第16号中訂正..... 4

告 示

鳥取県告示第468号

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成16年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
合資会社 長谷川商店 代表社員 長谷川 巖	気高郡青谷町大字青谷4307-5	平成16年4月30日

鳥取県告示第469号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日

社会福祉法人清和会	倉吉市上井301	社会福祉法人清和会ホームヘルパーステーションせいわ	倉吉市上井300	訪問介護	平成16年4月1日
サンイン技術コンサルタント株式会社	米子市昭和町25-1	昭和座デイサービス	米子市昭和町55-3	通所介護	平成16年6月10日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人清和会	倉吉市上井301	社会福祉法人清和会在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井300	平成16年4月1日

鳥取県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業者の所在地	廃止年月日
医療法人清和会	倉吉市上井302-1	医療法人清和会ホームヘルパーステーションせいわ	倉吉市上井291-7	平成16年3月31日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
医療法人清和会	倉吉市上井302-1	医療法人清和会在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井291-7	平成16年3月31日

鳥取県告示第471号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字手前ノ塔1854、本郷字南谷ヒナ平1971、榎市字イモ畑979、980の1、980の2、981、985、小原字山神谷291の1、292、294の4、舟場字ヒヤ谷621から623まで、字越シ女1014、字一枚谷1049、福長字才木谷山254から256まで、江府町大字武庫字奥高谷山1978の1から1978の3まで、字下高谷1977の1から1977の3まで、西伯郡西伯町大字上中谷字笹畑西山225の1、大字大木屋字堤ヶ谷514、字峠山515、516、字夏牛山344の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成16年6月18日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成16年8月22日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類	平成16年8月22日（日）午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成16年8月22日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成16年8月22日（日）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1

鳥取環境大学第30講義室

米子市末広町74

米子コンベンションセンター第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成16年6月21日（月）から同年7月2日（金）まで（郵送による場合は、平成16年7月2日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。

正 誤

平成16年3月30日公布の鳥取県条例第16号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 16

行 下から11

誤 （平成16年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成16年法律第17号。以下「改正法」という。）

頁 17

行 2

誤 （平成16年法律第 号）

正 （平成16年法律第67号）